

令和7年（2025年）2月20日

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（素案） に関するパブリックコメント実施について

策定中の住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（素案）について、広く市民の意見を聴取し、評価書策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき下記のとおり実施します。

記

募集期間	令和7年（2025年）2月21日（金） ～令和7年（2025年）3月26日（水）
公表方法	・熊本市ホームページ掲載 ・地域政策課、各区役所、各地域コミュニティセンター等 計101か所での縦覧
公表する内容	住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（素案） 住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書概要
意見の募集方法	電子メール、郵送、ファクス
意見に対する回答等	意見を踏まえた評価書の再検討を行ったうえで、熊本市ホームページ掲載や、地域政策課、各区役所、各地域コミュニティセンター等での縦覧により、意見のまとめりに本市の考え方を公開します。

問い合わせ先
熊本市 地域政策課（328-2031）
課長：小関
担当：住田、東

お持ち帰り用

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価について

【概要】

1. 目的

国が進める自治体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳に関する特定個人情報ファイルを現在市が契約するデータセンタでの保管に加え、国が定めるガバメントクラウド上にも保管を開始する予定としています。

特定個人情報ファイルの保管場所の追加は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき定められた「特定個人情報保護評価指針」（ガイドライン）における「重要な変更」に該当するため、住民基本台帳に関する事務の全項目評価書の特定個人情報保護評価の再実施を行います。

今回、住民基本台帳に関する事務の全項目評価書の策定につき、広く市民の皆様の意見を求めます。

2. 評価の対象となる文書とその構成

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

【構成】赤字が今回修正を加える箇所

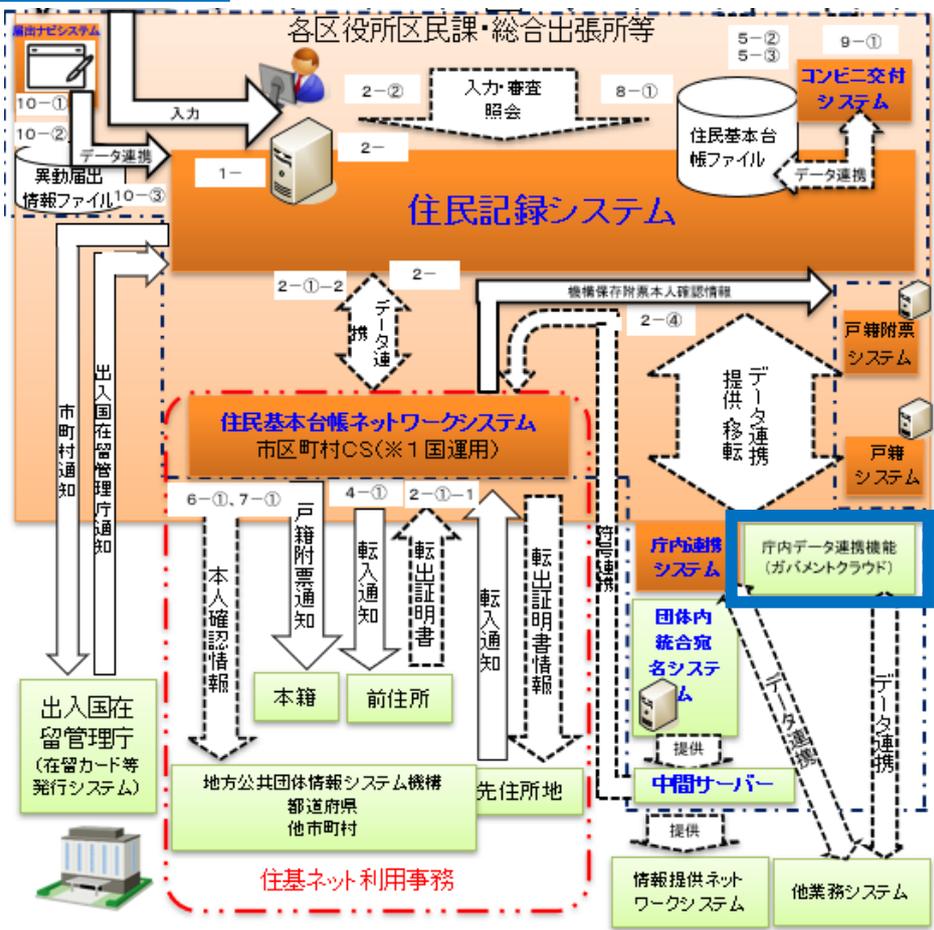
項目	内容
I 基本情報	<ul style="list-style-type: none">・ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務・ (別添1) 事務の内容・ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム・ 特定個人情報ファイル名・ 特定個人情報ファイルを取り扱う理由・ 個人番号の利用

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ・評価実施機関における担当部署 ・他の評価実施機関
II 特定個人情報ファイルの概要 (1) ~ (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイル名 ・基本情報 ・特定個人情報の入手・使用 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供・移転 ・特定個人情報の保管・消去 ・備考
III リスク対策 (プロセス) (1) ~ (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイル名 ・特定個人情報の入手 ・特定個人情報の使用 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ・特定個人情報の提供、移転 ・情報提供ネットワークシステムとの接続 ・特定個人情報の保管、消去
IV リスク対策 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・監査 ・従業者に対する教育・啓発 ・その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求 ・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ
VI 評価実施手続	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎項目評価 ・国民、住民等からの意見の聴取 ・第三者点検 ・個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

3. 主な修正内容について

既存の住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書にデータ連携先としてガバメントクラウドを追記し、ガバメントクラウド上に保管することのリスク対策等の措置を追記しました。

今回追記箇所



6. 特定個人情報の 保管・消去	
①保管場所 ※	<p><執務室における措置> 特定個人情報記載された届出書等については、施錠ができるキャビネット等に保管する。</p> <p><データセンターにおける措置> 外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム 不正持込・持出防止</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②行内データ連携機能に提供する特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のストレージに保存され、日本国内に設置された複数のデータセンターに冗長して保存される。</p>

4. 特定個人情報保護評価のスケジュール

時期	内容
R7年2月21日 ～R7年3月26日	パブリックコメントの実施
R7年5月～R7年6月 (予定)	第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施
R7年8月（予定）	・個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出 ・熊本市のホームページ上で公開